

## 第1号議案

監査委員の選任について

監査委員に次の者を選任することについて、同意を求める。

住 所     〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名     大 野 宣 子

令和7年2月26日提出

伊奈町長 大 島 清

### 提 案 理 由

監査委員の大野宣子氏の任期は、令和7年3月17日で満了となるが、同氏を再選任することについて同意を得たいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 第2号議案

### 専決処分の承認を求めることについて

令和6年度伊奈町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和7年2月26日提出

伊奈町長 大 島 清

## 提 案 理 由

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援策の実施に伴い、緊急に一般会計補正予算を編成する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年1月20日に、令和6年度伊奈町一般会計補正予算（第10号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決第1号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年度伊奈町一般会計補正予算（第10号）（別紙）

令和7年1月20日

伊奈町長 大 島 清

令和6年度伊奈町一般会計補正予算（第10号）

令和6年度伊奈町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222,043千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,567,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和7年1月20日

伊奈町長 大 島 清

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		2,727,020	208,410	2,935,430
	2. 国庫補助金	1,021,480	208,410	1,229,890
18. 繰入金		425,697	13,633	439,330
	2. 基金繰入金	393,658	13,633	407,291
歳入	合計	16,345,544	222,043	16,567,587

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		6,583,750	131,748	6,715,498
	1. 社会福祉費	3,926,864	131,648	4,058,512
	2. 児童福祉費	2,656,736	100	2,656,836
4. 衛生費		2,835,706	50,712	2,886,418
	3. 上水道費	0	50,712	50,712
5. 農林水産業費		119,470	2,511	121,981
	1. 農業費	119,470	2,511	121,981
6. 商工費		131,048	851	131,899
	1. 商工費	131,048	851	131,899
9. 教育費		1,392,502	36,221	1,428,723
	1. 教育総務費	492,524	35,179	527,703
	4. 給食センター費	203,818	1,042	204,860
歳出	合計	16,345,544	222,043	16,567,587

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	価格高騰対策重点支援給付金給付事業	124,372 千円
4. 衛生費	3. 上水道費	価格高騰対策水道基本料金免除事業	50,112 千円



歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の予算額	補正額	計
14. 国庫支出金	2,727,020	208,410	2,935,430
18. 繰入金	425,697	13,633	439,330
歳入合計	16,345,544	222,043	16,567,587

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の予算額	補正額	計	補正予算財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 民生費	6,583,750	131,748	6,715,498	130,542			1,206
4. 衛生費	2,835,706	50,712	2,886,418	44,268			6,444
5. 農林水産業費	119,470	2,511	121,981	2,100			411
6. 商工費	131,048	851	131,899	700			151
9. 教育費	1,392,502	36,221	1,428,723	30,800			5,421
歳出合計	16,345,544	222,043	16,567,587	208,410			13,633

## 2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	466,645	208,410	675,055	1. 総務管理費補助金	208,410	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	1,021,480	208,410	1,229,890			

(款) 18. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	178,932	13,633	192,565	1. 財政調整基金繰入金	13,633	財政調整基金繰入金
計	393,658	13,633	407,291			

3. 歳 出

(款) 3 . 民生費

(項) 1 . 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節 区 分 額	説 明
				特 定 財 源					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	金 額		
1. 社会福祉総務費	2,266,567	127,020	2,393,587	126,572			448		
				2,200			448	1. 報酬 919	●価格高騰対策障害福祉事業所等緊急支援給付事業（社会福祉課） 2,648
								3. 職員手当等 878	11 役務費 通信運搬費 8
								10. 需用費 374	18 負担金、補助及び交付金 補助金 2,640
								11. 役務費 4,917	・ 障害福祉サービス事業所等緊急支援給付金
				124,372				12. 委託料 498	●価格高騰対策重点支援給付金給付事業（社会福祉課） 124,372
								13. 使用料及び賃借料 1,794	1 報酬 会計年度任用職員報酬 ・ 基本報酬 919
								18. 負担金、補助及び交付金 117,640	3 職員手当等 時間外勤務手当 486 期末手当 213 勤勉手当 179 10 需用費 374 消耗品費 200 印刷製本費 174 11 役務費 4,909 通信運搬費 1,467 手数料 3,442

									12委託料 委託料 ・コンピュータ保守委託料 ・システム改修業務委託料 13使用料及び賃借料 事務機器賃借料 ・コンピュータ賃借料 その他賃借料 ・その他賃借料 18負担金、補助及び交付金 補助金 ・緊急支援給付金 ・こども加算給付金	498 77 421 1,794 460 1,334 115,000 102,000 13,000
2. 老人福祉費	584,073	4,628	588,701	3,900			728			
				3,900			728	11. 役務費 8	●価格高騰対策介護事業所等緊急支援 給付事業（いきいき長寿課）	4,628
								18. 負担金、補 助及び交付 金 4,620	11役務費 通信運搬費 18負担金、補助及び交付金 補助金 ・介護事業所等緊急支援給付金	8 4,620
計	3,926,864	131,648	4,058,512	130,472			1,176			

(款) 3 . 民生費

(項) 2 . 児童福祉費

1. 児童福祉総務 費	123,932	100	124,032	70			30			
				70			30	18. 負担金、補 助及び交付 金 100	●価格高騰対策こども食堂運営支援給 付金事業（子育て支援課） 18負担金、補助及び交付金 補助金	100 100

3 . 民生費

一般会計

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 区分額	説明
				特定財源					
				国県支出金	地方債	その他			
								・こども食堂運営支援給付金	
計	2,656,736	100	2,656,836	70			30		

(款) 4 . 衛生費

(項) 3 . 上水道費

1. 上水道事業費	0	50,712	50,712	44,268			6,444		
				44,268			6,444	18. 負担金、補助及び交付金 50,712	●価格高騰対策水道基本料金免除事業 (上下水道課) 50,712 18負担金、補助及び交付金 50,712 補助金 ・水道事業会計補助金
計	0	50,712	50,712	44,268			6,444		

(款) 5 . 農林水産業費

(項) 1 . 農業費

3. 農業振興費	13,111	2,511	15,622	2,100			411		
				2,100			411	11. 役務費 11 18. 負担金、補助及び交付金 2,500	●価格高騰対策農家・生産団体支援事業 (アグリ推進課) 2,511 11役務費 11 18負担金、補助及び交付金 2,500 補助金 ・営農継続支援助成金
計	119,470	2,511	121,981	2,100			411		

## (款) 6 . 商工費

## (項) 1 . 商工費

2. 商工振興費	73,476	851	74,327	700			151		
				700			151	18. 負担金、補助及び交付金	●価格高騰対策商工業活性化事業（元 気まちづくり課） 18負担金、補助及び交付金 補助金 ・商店会街路灯電気料補助金
							851		851 851
計	131,048	851	131,899	700			151		

## (款) 9 . 教育費

## (項) 1 . 教育総務費

3. 教育指導費	189,781	35,179	224,960	30,000			5,179		
				30,000			5,179	10. 需用費	●価格高騰対策学校給食費負担軽減事業（学校教育課）
							26	11. 役務費	業（学校教育課） 10需用費 印刷製本費
							101	18. 負担金、補助及び交付金	11役務費 通信運搬費 手数料 18負担金、補助及び交付金 補助金 ・給食費負担軽減支援金 交付金 ・給食費負担軽減給食会計交付金
							35,052		35,179 26 101 55 46 35,052 2,241 32,811
計	492,524	35,179	527,703	30,000			5,179		

## (款) 9 . 教育費

## (項) 4 . 給食センター費

1. 給食センター管理費	203,818	1,042	204,860	800			242		
--------------	---------	-------	---------	-----	--	--	-----	--	--

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明		
				特定財源					一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	区分額			
				800			242	18. 負担金、補助及び交付金 1,042	●価格高騰対策学校給食食材費支援事業（給食センター） 18負担金、補助及び交付金 交付金 ・給食食材費高騰対策交付金	1,042 1,042
計	203,818	1,042	204,860	800			242			



## 給 与 費 明 細 書

### 1 一般職

#### (1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(311) 273	350,811	1,015,595	801,411	2,167,817	327,635	2,495,452	
補 正 前	(311) 273	349,892	1,015,595	800,533	2,166,020	327,635	2,493,655	
比 較	(0) 0	919	0	878	1,797	0	1,797	

( ) 内は短時間勤務職員の外書

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	16,687	66,386	16,953	16,264	678	43,520	81,365
	補 正 前	16,687	66,386	16,953	16,264	678	43,520	80,879
	比 較	0	0	0	0	0	0	486
	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)		
補 正 後		292,325	240,950	15,500	10,783			
補 正 前		292,112	240,771	15,500	10,783			
比 較		213	179	0	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(6) 273	983,779	690,788	1,674,567	327,635	2,002,202	
補 正 前	(6) 273	983,779	690,302	1,674,081	327,635	2,001,716	
比 較	(0) 0	0	486	486	0	486	

( ) 内は短時間勤務職員の外書

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	16,687	64,474	16,953	15,752	678	43,520	81,365
	補 正 前	16,687	64,474	16,953	15,752	678	43,520	80,879
	比 較	0	0	0	0	0	0	486
内 訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)		
	補 正 後		232,953	192,123	15,500	10,783		
	補 正 前		232,953	192,123	15,500	10,783		
	比 較		0	0	0	0		

この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算の基礎となったものについて記載

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(305)	350,811	31,816	110,623	493,250		493,250	
補 正 前	(305)	349,892	31,816	110,231	491,939		491,939	
比 較	(0)	919	0	392	1,311		1,311	

( )内は短時間勤務職員の外書

職員手当の内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後		1,912		512			
	補 正 前		1,912		512			
	比 較		0		0			
内 訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)		
	補 正 後		59,372	48,827				
	補 正 前		59,159	48,648				
	比 較		213	179				

この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算の基礎となったものについて記載

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明 (千円)	備 考 (千円)
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 加 分			
		そ の 他 の 増 減 分			

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明 (千円)	備 考 (千円)
職 員 手 当	486	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	486	時 間 外 勤 務 手 当 486	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行 政 職	技 能 労 務 職
令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)	313,782	311,662
	平均給与月額(円)	380,195	351,454
	平均年齢(歳)	40	51
令和6年1月1日現在	平均給料月額(円)	303,042	293,270
	平均給与月額(円)	370,386	330,716
	平均年齢(歳)	40	48

イ 初任給

区 分	行 政 職 (円)	技 能 労 務 職 (円)	国 の 制 度	
			行 政 職 (一) (円)	行 政 職 (二) (円)
高 校 卒	201,000	194,200	188,000	185,700
大 学 卒	225,600	—	220,000	—

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 7 年 1 月 1 日 現在	7 級	( ) 10	( ) 4	2 級	( ) 8	( ) 100
	6 級	( ) 28	( ) 11	1 級	( ) 0	( ) 0
	5 級	( ) 43	( ) 17			
	4 級	( 1 ) 42	(17) 17			
	3 級	( 5 ) 45	(83) 18			
	2 級	( ) 40	( ) 16			
	1 級	( ) 42	( ) 17			
	計	( 6 ) 250	(100) 100	計	( ) 8	( ) 100
令和 6 年 1 月 1 日 現在	7 級	( ) 8	( ) 3	2 級	( ) 10	( ) 100
	6 級	( ) 29	( ) 12	1 級	( ) 0	( ) 0
	5 級	( ) 41	( ) 17			
	4 級	( 1 ) 41	( 9 ) 17			
	3 級	(10) 47	(91) 19			
	2 級	( ) 36	( ) 15			
	1 級	( ) 42	( ) 17			
	計	(11) 244	(100) 100	計	( ) 10	( ) 100

( ) 内は短時間勤務職員の外書

(級別の基準となる職務)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職	統括監の職務又はこれに相当する職務	課長の職務又はこれに相当する職務	課長補佐の職務又はこれに相当する職務	係長の職務又はこれに相当する職務	主任の職務又はこれに相当する職務	主事の職務又はこれに相当する職務	主事補の職務又はこれに相当する職務

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種	
			行 政 職	技 能 労 務 職
補	職 員 数 (A) (人)	263	254	9
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	243	234	9
正	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)	26	1
		4号給 (人)	208	8
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
後	比 率 (B) / (A) (%)	92.4	92.1	100
補	職 員 数 (A) (人)	263	254	9
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	243	234	9
正	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)	26	1
		4号給 (人)	208	8
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
前	比 率 (B) / (A) (%)	92.4	92.1	100



オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	(1.175) 2.250	(1.225) 2.350	(2.40) 4.60	有	
補 正 前	(1.175) 2.250	(1.225) 2.350	(2.40) 4.60	有	
国 の 制 度	(1.175) 2.250	(1.225) 2.350	(2.40) 4.60	有	

( ) 内は再任用職員

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	
国 の 制 度 (支 給 率 等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	伊奈町全域
支給率(%)	6
支給対象職員数(人)	279
国の指定基準に基づく支給率(%)	6

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	職種	
		行政職	
給料総額に対する比率(%)	0.07	0.06	
支給対象職員の比率(%)	21.86	22.22	
代表的な特殊勤務手当の名称	保育士手当、犬猫等死体処理手当、保健師手当		

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

### 第3号議案

#### 専決処分の承認を求めることについて

令和6年度伊奈町水道事業会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和7年2月26日提出

伊奈町長 大 島 清

## 提 案 理 由

物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援策の実施に伴い、緊急に水道事業補正予算を編成する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年1月20日の、令和6年度伊奈町水道事業会計補正予算（第4号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、この案を提出するものです。

専決第2号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年度伊奈町水道事業会計補正予算（第4号）（別紙）

令和7年1月20日

伊奈町長 大 島 清

令和6年度伊奈町水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和6年度伊奈町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度伊奈町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1, 146, 436千円	600千円	1, 147, 036千円
第1項 営業外収益	148, 694千円	600千円	149, 294千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1, 081, 671千円	660千円	1, 082, 331千円
第1項 営業費用	1, 032, 965千円	660千円	1, 033, 625千円

令和7年1月20日

伊奈町長 大 島 清

令和6年度伊奈町水道事業会計予算実施計画

水道事業収益

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業収益			1,146,436	600	1,147,036	
	2 営業外収益		148,694	600	149,294	
		5 他会計補助金	0	600	600	他会計補助金 600

水道事業費用

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			1,081,671	660	1,082,331	
	1 営業費用		1,032,965	660	1,033,625	
		3 業務費	660	660	1,320	委託料 660



令和6年度伊奈町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー：	
当年度純利益	16,872
減価償却費	336,418
固定資産除却損	4,174
退職給付引当金の増減額（△は減少）	0
修繕引当金の増減額（△は減少）	0
長期前受金戻入額	△ 105,900
受取利息及び受取配当金	△ 126
支払利息	9,540
資産売却損益（△は益）	△ 593
その他特別利益	0
その他特別損失	0
未収金の増減額（△は増加）	0
未払金の増減額（△は減少）	0
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 269
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 1,265
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	△ 210
たな卸資産の増減額（△は増加）	100
その他流動資産の増減額（△は増加）	0
その他流動負債の増減額（△は減少）	0
小計	258,741
利息及び配当金の受取額	126

利息の支払額	△ 9,540
業務活動によるキャッシュ・フロー	249,327
2 投資活動によるキャッシュ・フロー：	
有形固定資産の取得による支出	△ 516,196
資産の売却による収入	593
国庫補助金による収入	27,250
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	8,300
加入金による収入	40,360
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 439,693
3 財務活動によるキャッシュ・フロー：	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	120,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 59,494
財務活動によるキャッシュ・フロー	60,506
資金増加(減少)額	△ 129,860
資金期首残高	1,652,360
資金期末残高	1,522,500

令和6年度伊奈町水道事業予定損益計算書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1	営業収益			
	(1) 給水収益	904,031		
	(2) その他の営業収益	<u>3,308</u>	907,339	
2	営業費用			
	(1) 原水及び浄水費	296,378		
	(2) 配水及び給水費	242,538		
	(3) 業務費	70,300		
	(4) 総係費	62,898		
	(5) 減価償却費	336,418		
	(6) 資産減耗費	<u>4,574</u>	<u>1,013,106</u>	
	営業利益			△ 105,767
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	126		
	(2) 長期前受金戻入	105,900		
	(3) 雑収益	28,783		
	(4) 他会計補助金	<u>600</u>	135,409	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	9,540		
	(2) 繰延勘定償却	0		
	(3) 雑支出	<u>2,030</u>	<u>11,570</u>	<u>123,839</u>
	経常利益			<u>18,072</u>
5	特別利益			
	(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	1,200		
	(2) その他特別損失	<u>0</u>	<u>1,200</u>	<u>△ 1,200</u>
	当年度純利益			16,872
	前年度繰越利益剰余金			0
	当年度未処分利益剰余金			<u>16,872</u>

令和6年度伊奈町水道事業予定貸借対照表  
(令和7年3月31日)

(単位：千円)

		資産の部	
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
	イ 土地		125,959
	ロ 建物	674,749	
	減価償却累計額	<u>△ 438,815</u>	235,934
	ハ 構築物	12,646,027	
	減価償却累計額	<u>△ 5,338,165</u>	7,307,862
	ニ 機械及び装置	2,105,143	
	減価償却累計額	<u>△ 1,349,730</u>	755,413
	ホ 車両運搬具	28,076	
	減価償却累計額	<u>△ 8,619</u>	19,457
	ヘ 工具器具及び備品	40,441	
	減価償却累計額	<u>△ 29,972</u>	10,469
	ト 建設仮勘定	<u>21,451</u>	<u>21,451</u>
	有形固定資産合計		8,476,545
(2)	無形固定資産		
	イ 地上権		0
	ロ 電話加入権		462
	ハ ソフトウェア		<u>0</u>
	無形固定資産合計		462
	固定資産合計		8,477,007

2	流動資産			
(1)	現金預金		1,522,500	
(2)	未収金	103,466		
	貸倒引当金	<u>△ 492</u>	102,974	
(3)	貯蔵品		2,150	
(4)	前払金		0	
(5)	その他流動資産		<u>1,000</u>	
	流動資産合計			<u>1,628,624</u>
	資産合計			<u>10,105,631</u>
		負債の部		
3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債 (返済期限1年以上の企業債)		1,024,747	
(2)	引当金			
	イ 修繕引当金		0	
(3)	前受金		0	
(4)	その他固定負債		<u>0</u>	
	固定負債合計			1,024,747
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債 (返済期限1年未満の企業債)		63,893	
(2)	未払金		41,309	
(3)	引当金			
	イ 賞与引当金	4,232		
	ロ 法定福利費引当金	816		
	ハ 修繕引当金	<u>123,358</u>		
	引当金合計		128,406	
(4)	その他流動負債		<u>2,728</u>	
	流動負債合計			236,336

5	繰延収益				
(1)	長期前受金				
	イ 受贈財産評価額	58,056			
	収益化累計額	<u>△ 36,927</u>	21,129		
	ロ 工事負担金	3,911,026			
	収益化累計額	<u>△ 2,469,040</u>	1,441,986		
	ハ 他会計負担金	209,922			
	収益化累計額	<u>△ 129,667</u>	80,255		
	ニ 国庫補助金	226,468			
	収益化累計額	<u>△ 63,833</u>	162,635		
	ホ 加入金	512,692			
	収益化累計額	<u>△ 91,309</u>	421,383	<u>2,127,388</u>	
	繰延収益合計				<u>2,127,388</u>
	負債合計				<u>3,388,471</u>
			資本の部		
6	資本金				
(1)	自己資本金				
	イ 繰入資本金		558,197		
	ロ 組入資本金		<u>6,042,091</u>	<u>6,600,288</u>	
	資本金合計				6,600,288
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
	イ 受贈財産評価額		0		
	ロ 工事負担金		0		
	ハ 他会計負担金		<u>0</u>		
	資本剰余金合計			0	
(2)	利益剰余金				
	イ 減債積立金		0		
	ロ 建設改良積立金		0		
	ハ 利益積立金		100,000		
	ニ 当年度未処分利益剰余金	0			
	繰越利益剰余金年度末残高	0			
	当年度純利益	<u>16,872</u>	<u>16,872</u>		
	利益剰余金合計			<u>116,872</u>	
	剰余金合計				<u>116,872</u>
	資本合計				<u>6,717,160</u>
	負債資本合計				<u>10,105,631</u>

## 第16号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

(町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第3号及び第4号並びに第6条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第3号及び第4号並びに第6条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊奈町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 伊奈町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成4年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊奈町行政不服審査会条例の一部改正)

第4条 伊奈町行政不服審査会条例（平成28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(伊奈町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 伊奈町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第3条第8項から第10項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の町長及び副町長の給与等に関する条例第6条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定



の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和7年2月26日提出

伊奈町長 大 島 清

#### 提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律が施行されるため、町の関係条例を整理したいので、この案を提出するものである。

## 第16号議案 参考資料

### 町長及び副町長の給与等に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第6条まで 略</p> <p>第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に在職する町長等に期末手当を支給すべき日（以下この条及び次条において「支給日」という。）の前日までの間に、懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 基準日から支給日の前日までの間に、公職選挙法第11条第1項各号（第1号を除く。）、同法第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当して失職した者</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関</p>	<p>第1条から第6条まで 略</p> <p>第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に在職する町長等に期末手当を支給すべき日（以下この条及び次条において「支給日」という。）の前日までの間に、懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 基準日から支給日の前日までの間に、公職選挙法第11条第1項各号（第1号を除く。）、同法第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当して失職した者</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関</p>

し禁錮以上の刑に処せられたもの

第6条の3 町長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の

し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第6条の3 町長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の

事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 町長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮 以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、町長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 町長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を

事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 町長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、町長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 町長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を

受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

第6条の4及び第7条 略

受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

第6条の4及び第7条 略

教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第6条まで 略</p> <p>第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日にかかる期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に在職する教育長に期末手当を支給すべき日（以下この条及び次条において「支給日」という。）の前日までの間に、懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 基準日から支給日の前日までの間に、地方公務員法第16条第1項各号（第1号を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条第1項各号（同法第4条第3項第2号又は公職選挙法第11条第1項各号（第1号を除く。）若しくは同法第252条若しくは政治資金規正法第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した者</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除</p>	<p>第1条から第6条まで 略</p> <p>第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日にかかる期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に在職する教育長に期末手当を支給すべき日（以下この条及び次条において「支給日」という。）の前日までの間に、懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 基準日から支給日の前日までの間に、地方公務員法第16条第1項各号（第1号を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条第1項各号（同法第4条第3項第2号又は公職選挙法第11条第1項各号（第1号を除く。）若しくは同法第252条若しくは政治資金規正法第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した者</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除</p>

く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第6条の3 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規

く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第6条の3 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規

定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、教育委員会が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、教育委員会が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。



5 教育委員会は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。

第6条の4から第9条まで 略

5 教育委員会は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。

第6条の4から第9条まで 略

伊奈町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第3条まで 略 （欠格条項）</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることはできない。</p> <p>（1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（2） 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>第5条から第16条まで 略</p>	<p>第1条から第3条まで 略 （欠格条項）</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることはできない。</p> <p>（1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（2） 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>第5条から第16条まで 略</p>

## 伊奈町行政不服審査会条例 新旧対照表（第4条関係）

改正前	改正後
第1条から第7条まで 略 (罰則) 第8条 第3条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第1条から第7条まで 略 (罰則) 第8条 第3条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

伊奈町個人情報の保護に関する法律施行条例 新旧対照表（第5条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第16条まで 略 （罰則）</p> <p>第17条 第7条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>附 則</p> <p>第1条及び第2条 略 （経過措置）</p> <p>第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の伊奈町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項及び第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>（1） この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者</p> <p>（2） この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者（指定管</p>	<p>第1条から第16条まで 略 （罰則）</p> <p>第17条 第7条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>附 則</p> <p>第1条及び第2条 略 （経過措置）</p> <p>第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の伊奈町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項及び第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>（1） この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者</p> <p>（2） この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者（指定管</p>

理者を含む。)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧条例第6条の規定によりなされた個人情報取扱事務の届出は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に旧条例第12条、第23条又は第26条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第31条の規定により町に置かれた同条に規定する伊奈町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日に、第7条第3項の規定による委嘱を受けたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。
- 5 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第31条第5項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 施行日前に旧条例第29条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

理者を含む。)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧条例第6条の規定によりなされた個人情報取扱事務の届出は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に旧条例第12条、第23条又は第26条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第31条の規定により町に置かれた同条に規定する伊奈町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日に、第7条第3項の規定による委嘱を受けたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。
- 5 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第31条第5項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 施行日前に旧条例第29条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7項に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

（2） 第1項第2号に掲げる者

9 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 第5項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

11 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7項に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

（1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

（2） 第1項第2号に掲げる者

9 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

10 第5項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

11 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

## 第17号議案

### 伊奈町まちづくり基本条例

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条—第3条）

##### 第2章 まちづくりの基本理念と基本原則（第4条—第8条）

##### 第3章 まちづくりの主体の役割等（第9条—第12条）

##### 第4章 情報の共有（第13条・第14条）

##### 第5章 実効性の確保（第15条）

##### 附則

私たちのまち伊奈町は、バラのまちとして親しまれ、町民がいきいきと美しく輝くまちとして、発展を続けています。

古くは旧石器時代から人々の生活が営まれ、近世になると、町名の由来ともなった伊奈備前守忠次が、ここ武蔵国足立郡小室に陣屋を構え、関東一円の治水や新田開発、河川改修等を行い、関東繁栄の礎を築きました。

豊かな自然と心安らぐ田園風景に囲まれながらも、首都中心部から40キロメートル圏内という地理的好条件に加え、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の開通や都市基盤整備などによる住環境の向上とともに、人々が集う活気あふれる歴史と文化の薫り高いまちとして、さらなる発展を続けています。

先人たちは、自然と歴史を尊び、郷土を大切にし、さらに創意と努力による魅力あるまちを目指すことを伊奈町民憲章に掲げ、まちづくりを進めてきました。

私たちは、これまで先人たちが築いてきたこのまちを、町民、町及び町民の代表たる議会の協働による町民参加型のまちづくりを推進することにより、一層魅力あるまちとして将来に引き継ぎます。

私たちのまちが、バラの咲き誇る賑わいのある美しいまち、歴史と伝統が息づいた忠次公ゆかりのまちとして、人々から広く親しまれ、愛されることを願いつつ、日本一住んでみたいまちを目指すとともに、誰一人取り残されず幸福に暮らせる、町民主体の開かれたぬくもりのあるまちづくりを実現するため、この条例を定めます。

##### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、伊奈町におけるまちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、町民、町及び議会の協働を推進し、町民参加型のまちづくりを実現することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 町民、町及び議会は、この条例の趣旨を尊重するものとする。

2 前条の目的を達成するため、まちづくりにおける他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に住所を有する者及び町内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。

(2) 町 町長（水道事業及び下水道事業の管理者としての権限を行う長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びにその執行に関わる職員をいう。

(3) まちづくり 伊奈町における公共の福祉の増進を目的とする全ての活動をいう。

(4) 町民参加 町民が、町が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程において、主体的に関与することをいう。

(5) 協働 町民、町及び議会が、それぞれの責任と役割分担に基づき、対等の立場で共に考え、共通の目標に向けて協力しあうことをいう。

## 第2章 まちづくりの基本理念と基本原則

(まちづくりの基本理念)

第4条 町民は、まちづくりの主体者として、町及び議会とともに、町民が輝くまちづくりを推進するものとする。

(町民参加と協働の原則)

第5条 町民、町及び議会は、町民参加により、協働してまちづくりを推進することを原則とする。

(情報共有等の原則)

第6条 町民及び町は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有す



ることを原則とする。

- 2 議会における情報共有等の原則については、伊奈町議会基本条例（平成25年条例第22号。以下「議会基本条例」という。）第12条で定めるところによる。

（地域尊重の原則）

第7条 町民、町及び議会は、地域の文化、歴史、伝統等の特徴を活かしながら、子どもからお年寄りまで全ての町民が住みやすく暮らしやすい、安心して安全な地域社会を実現するために、地域の特性を尊重し、その支援を行うことを原則とする。

（環境配慮の原則）

第8条 町民、町及び議会は、人と自然とが共生できる持続可能な循環型社会の実現のため、環境への影響に配慮したまちづくりの推進に努めることを原則とする。

### 第3章 まちづくりの主体の役割等

（町民の権利及び責務）

第9条 町民は、まちづくりに関して、参加する権利、情報を知る権利及び必要な説明を受ける権利を有する。

- 2 町民は、まちづくりの主体者であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。
- 3 町民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する町民は、その行使の機会を活かすように努めるものとする。

（町長の責務）

第10条 町長は、町民の信託に応え、誠実かつ公正に町政運営に当たり、まちづくりを推進しなければならない。

- 2 町長は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。
- 3 町長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力及び知識の向上を図らなければならない。

（職員の責務）

第11条 全ての職員は、町民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の職務上の指示に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- 2 全ての職員は、積極的に町民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

ならない。

(議会及び議員の責務)

第12条 議会及び議員の責務については、議会基本条例第18条で定めるところによる。

第4章 情報の共有

(情報の公開及び発信)

第13条 町及び議会は、開かれた町政の推進を図るため、伊奈町情報公開条例(平成13年条例第2号)で定めるところにより、保有する行政情報を公開しなければならない。

2 町は、町民参加型のまちづくりを実現するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。

3 議会の情報の発信については、議会基本条例第12条で定めるところによる。

(個人情報保護)

第14条 町及び議会は、個人の権利利益の保護及び適正な町政運営に資するため、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、伊奈町個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年条例第25号)及び伊奈町議会の個人情報保護に関する条例(令和4年条例第29号)で定めるところにより、保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

第5章 実効性の確保

(条例の見直し)

第15条 町長は、社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて、この条例を見直すための措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

伊奈町長 大 島 清

## 提 案 理 由

伊奈町におけるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、町民、町及び議会の協働を推進し、町民参加型のまちづくりを実現するため、本条例を制定したいので、この案を提出するものである。

## 第18号議案

伊奈町職員の給与に関する条例及び地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(伊奈町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 伊奈町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号のいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

第9条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第9条の2第2項中「100分の6」を「100分の4」に改める。

第17条の4第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第17条の5第3号及び第4号並びに第17条の6第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条の7第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第17条の8中「、第9条及び第9条の3」を「及び第9条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）  
給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	

24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	

52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	

80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000		
87	256,300	297,400	346,400		
88	256,600	297,700	346,800		
89	256,900	298,000	347,000		
90	257,200	298,300	347,400		
91	257,500	298,600	347,800		
92	257,800	299,000	348,200		
93	258,100	299,200	348,400		
94		299,400	348,800		
95		299,700	349,200		
96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		
105		302,700	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,300	353,900		



	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

(地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第7項中「並びに第9条の3」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中第17条の5第3号及び第4号並びに第17条の6第1項第1号及び第3項第1号の改正規定及び附則第6項から第9項までの規定は、同年6月1日から施行する。

(号給の切替)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において伊奈町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第8条第2項中  
「(5) 重度心身障害者」とあるのは  
「(5) 重度心身障害者  
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

者を含む。」

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後給与条例第9条の2第2項中「100分の4」とあるのは「100分の5」とする。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 6 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 7 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 8 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(伊奈町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係

法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びに附則第１項ただし書に規定する改正規定の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後給与条例第１７条の６第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附則別表（附則第２項関係）

号給の切替表

旧号給	新号給				
	３級	４級	５級	６級	７級
１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１
３	１	１	１	１	１
４	１	１	１	１	１
５	１	１	１	１	１
６	２	１	１	１	１
７	３	１	１	１	１
８	４	１	１	１	１
９	５	１	１	１	１
１０	６	２	２	１	１
１１	７	３	３	１	１
１２	８	４	４	１	１
１３	９	５	５	１	１
１４	１０	６	６	２	１
１５	１１	７	７	３	１
１６	１２	８	８	４	１
１７	１３	９	９	５	１

1 8	1 4	1 0	1 0	6	2
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6

4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	4 5
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	4 5
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	4 5
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	4 5
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	4 5
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	4 5

6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	4 5
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	4 5
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	4 5
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	4 5
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	4 5
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	4 5
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	4 5
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	4 5
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	4 5
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	4 5
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6	
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7	
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8	
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9	
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0	
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1	
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2	
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3	
8 6	8 2	7 8	7 8	7 3	
8 7	8 3	7 9	7 9	7 3	
8 8	8 4	8 0	8 0	7 3	
8 9	8 5	8 1	8 1	7 3	
9 0	8 6	8 2	8 2	7 3	
9 1	8 7	8 3	8 3	7 3	
9 2	8 8	8 4	8 4	7 3	

9 3	8 9	8 5	8 5	7 3	
9 4	9 0	8 5	8 5	7 3	
9 5	9 1	8 5	8 5	7 3	
9 6	9 2	8 5	8 5	7 3	
9 7	9 3	8 5	8 5	7 3	
9 8	9 4	8 5		7 3	
9 9	9 5	8 5		7 3	
1 0 0	9 6	8 5		7 3	
1 0 1	9 7	8 5		7 3	
1 0 2	9 8	8 5		7 3	
1 0 3	9 9	8 5		7 3	
1 0 4	1 0 0	8 5		7 3	
1 0 5	1 0 1			7 3	
1 0 6	1 0 2			7 3	
1 0 7	1 0 3			7 3	
1 0 8	1 0 4			7 3	
1 0 9	1 0 5			7 3	
1 1 0	1 0 6			7 3	
1 1 1	1 0 7			7 3	
1 1 2	1 0 8			7 3	
1 1 3	1 0 9			7 3	
1 1 4					
1 1 5					
1 1 6					
1 1 7					



1 1 8					
1 1 9					
1 2 0					
1 2 1					
1 2 2					
1 2 3					
1 2 4					
1 2 5					

令和7年2月26日提出

伊奈町長 大 島 清

#### 提 案 理 由

人事院勧告等を鑑み、伊奈町職員の給与の改定等をしたいので、この案を提出するものである。

第18号議案 参考資料

伊奈町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第7条まで 略 （扶養手当）</p> <p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p><u>（1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p><u>（2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p><u>（3） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>（4） 満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>（5） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>（6） 重度心身障害者</u></p> <p><u>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6, 5</u></p>	<p>第1条から第7条まで 略 （扶養手当）</p> <p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p><u>（1） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p><u>（2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>（3） 満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>（4） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>（5） 重度心身障害者</u></p> <p><u>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,</u></p>

00円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている

000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている

職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれ、その者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれ、その者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

## (地域手当)

第9条の2 職員には、地域手当を支給する。

2 前項の規定により支給される地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額とする。

第9条の3から第17条の3まで 略

## (期末手当)

第17条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の6においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

## (地域手当)

第9条の2 職員には、地域手当を支給する。

2 前項の規定により支給される地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

第9条の3から第17条の3まで 略

## (期末手当)

第17条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の6においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日まで

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日まで

の間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第17条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査

の間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第17条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査

により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合



(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第17条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第17条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、

それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第17条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第17条の7第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の5中「前条第1項」とあるのは「第17条の7第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第17条の7第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する

それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第17条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第17条の7第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の5中「前条第1項」とあるのは「第17条の7第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第17条の7第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する

規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」  
と読み替えるものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の8 第4条第2項から第10項まで、第8条、第9条及び第9条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第18条から第22条まで 略

規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」  
と読み替えるものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の8 第4条第2項から第10項まで、第8条及び第9条 \_\_\_\_\_ の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第18条から第22条まで 略

(改正前)

別表第1 (第3条関係)  
給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>	<u>373,400</u>
	2	184,600	231,500	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>
	3	185,800	233,000	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>
	4	186,900	234,500	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>
	5	188,000	236,000	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>
	6	189,700	237,500	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>
	7	191,300	239,000	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>
	8	192,900	240,500	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>
	9	194,500	242,000	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>
	10	196,200	243,400	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>
	11	197,800	244,800	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>
	12	199,400	246,200	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>
	13	201,000	247,400	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>
	14	202,700	248,600	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>
	15	204,400	249,800	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>
	16	206,100	251,000	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>
	17	207,400	252,100	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>
	18	209,000	253,200	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>
	19	210,600	254,300	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>
	20	212,100	255,400	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>
	21	213,600	256,400	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>
	22	215,200	257,400	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>
23	216,800	258,400	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>	

24	218,400	259,400	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>
25	220,000	260,400	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>
26	221,700	261,300	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>
27	223,000	262,200	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>
28	224,300	263,100	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>
29	225,600	263,900	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>
30	226,700	264,700	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>
31	227,800	265,500	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>
32	228,900	266,300	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>
33	230,000	267,000	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>
34	231,100	267,800	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>
35	232,200	268,600	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>
36	233,300	269,300	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>
37	234,400	270,000	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>
38	235,400	270,800	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>
39	236,400	271,600	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>
40	237,300	272,300	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>
41	238,200	273,000	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>
42	239,100	273,800	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>
43	239,900	274,600	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>
44	240,700	275,300	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>
45	241,400	276,000	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>
46	242,000	276,700	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>
47	242,600	277,400	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>
48	243,200	278,100	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>
49	243,800	278,800	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>
50	244,400	279,500	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>
51	245,000	280,200	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>

52	245,500	280,900	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>
53	246,000	281,500	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>
54	246,400	282,200	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>
55	246,700	282,800	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>
56	247,000	283,500	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>
57	247,300	284,100	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>
58	247,600	284,800	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>
59	247,900	285,400	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>
60	248,200	286,100	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>
61	248,500	286,700	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>
62	248,800	287,400	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>	<u>451,900</u>
63	249,100	288,000	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>	<u>452,700</u>
64	249,400	288,500	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>	<u>453,500</u>
65	249,700	289,000	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>	<u>454,100</u>
66	250,000	289,600	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>	<u>454,800</u>
67	250,300	290,100	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>	<u>455,600</u>
68	250,600	290,700	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>	<u>456,400</u>
69	250,900	291,200	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>	<u>457,000</u>
70	251,200	291,700	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>	<u>457,700</u>
71	251,500	292,300	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>	<u>458,500</u>
72	251,800	292,900	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>	<u>459,300</u>
73	252,100	293,400	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>	<u>459,900</u>
74	252,400	293,900	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>	<u>460,600</u>
75	252,700	294,300	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>	<u>461,400</u>
76	253,000	294,600	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>	<u>462,200</u>
77	253,300	294,800	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>	<u>462,800</u>
78	253,600	295,100	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>	
79	253,900	295,300	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>	

80	254,200	295,600	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>
81	254,500	295,800	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>
82	254,800	296,000	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>
83	255,100	296,300	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>
84	255,400	296,500	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>
85	255,700	296,800	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>
86	256,000	297,100	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	<u>416,400</u>
87	256,300	297,400	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	<u>417,100</u>
88	256,600	297,700	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	<u>417,700</u>
89	256,900	298,000	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	<u>418,200</u>
90	257,200	298,300	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	<u>418,900</u>
91	257,500	298,600	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	<u>419,500</u>
92	257,800	299,000	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	<u>420,200</u>
93	258,100	299,200	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	<u>420,700</u>
94		299,400	<u>347,400</u>	<u>386,600</u>	<u>398,800</u>	<u>421,300</u>
95		299,700	<u>347,800</u>	<u>387,000</u>	<u>399,500</u>	<u>422,000</u>
96		300,100	<u>348,200</u>	<u>387,400</u>	<u>400,100</u>	<u>422,700</u>
97		300,300	<u>348,400</u>	<u>387,700</u>	<u>400,600</u>	<u>423,100</u>
98		300,600	<u>348,800</u>	<u>388,200</u>		<u>423,800</u>
99		301,000	<u>349,200</u>	<u>388,600</u>		<u>424,500</u>
100		301,400	<u>349,500</u>	<u>389,000</u>		<u>425,100</u>
101		301,600	<u>349,800</u>	<u>389,300</u>		<u>425,600</u>
102		301,900	<u>350,200</u>	<u>389,800</u>		<u>426,300</u>
103		302,200	<u>350,600</u>	<u>390,200</u>		<u>426,900</u>
104		302,500	<u>351,000</u>	<u>390,600</u>		<u>427,600</u>
105		302,700	<u>351,500</u>			<u>428,100</u>
106		303,000	<u>351,900</u>			<u>428,700</u>
107		303,300	<u>352,300</u>			<u>429,400</u>

	108		303,600	<u>352,700</u>			<u>430,100</u>	
	109		303,800	<u>353,200</u>			<u>430,500</u>	
	110		304,200	<u>353,600</u>			<u>431,200</u>	
	111		304,600	<u>353,900</u>			<u>431,900</u>	
	112		304,900	<u>354,200</u>			<u>432,500</u>	
	113		305,100	<u>354,700</u>			<u>433,000</u>	
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700



(改正後)

## 別表第1 (第3条関係)

## 給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>
	2	184,600	231,500	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>
	3	185,800	233,000	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>
	4	186,900	234,500	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>
	5	188,000	236,000	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>
	6	189,700	237,500	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>
	7	191,300	239,000	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>
	8	192,900	240,500	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>
	9	194,500	242,000	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>
	10	196,200	243,400	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>
	11	197,800	244,800	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>
	12	199,400	246,200	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>
	13	201,000	247,400	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>
	14	202,700	248,600	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>
	15	204,400	249,800	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>
	16	206,100	251,000	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>
	17	207,400	252,100	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>
	18	209,000	253,200	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>
	19	210,600	254,300	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>
	20	212,100	255,400	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>
	21	213,600	256,400	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>
	22	215,200	257,400	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>
23	216,800	258,400	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>	

24	218,400	259,400	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>
25	220,000	260,400	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>
26	221,700	261,300	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>
27	223,000	262,200	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>
28	224,300	263,100	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>
29	225,600	263,900	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>
30	226,700	264,700	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>
31	227,800	265,500	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>
32	228,900	266,300	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>
33	230,000	267,000	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>
34	231,100	267,800	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>
35	232,200	268,600	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>
36	233,300	269,300	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>
37	234,400	270,000	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>
38	235,400	270,800	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>
39	236,400	271,600	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>
40	237,300	272,300	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>
41	238,200	273,000	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>
42	239,100	273,800	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>
43	239,900	274,600	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>
44	240,700	275,300	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>
45	241,400	276,000	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>
46	242,000	276,700	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	
47	242,600	277,400	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	
48	243,200	278,100	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	
49	243,800	278,800	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	
50	244,400	279,500	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>	
51	245,000	280,200	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>	

52	245,500	280,900	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>
53	246,000	281,500	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>
54	246,400	282,200	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>
55	246,700	282,800	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>
56	247,000	283,500	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>
57	247,300	284,100	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>
58	247,600	284,800	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>
59	247,900	285,400	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>
60	248,200	286,100	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>
61	248,500	286,700	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>
62	248,800	287,400	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>
63	249,100	288,000	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>
64	249,400	288,500	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>
65	249,700	289,000	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>
66	250,000	289,600	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>
67	250,300	290,100	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>
68	250,600	290,700	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>
69	250,900	291,200	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>
70	251,200	291,700	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>
71	251,500	292,300	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>
72	251,800	292,900	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>
73	252,100	293,400	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>
74	252,400	293,900	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	
75	252,700	294,300	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	
76	253,000	294,600	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	
77	253,300	294,800	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	
78	253,600	295,100	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
79	253,900	295,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	

80	254,200	295,600	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>
81	254,500	295,800	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>
82	254,800	296,000	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>
83	255,100	296,300	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>
84	255,400	296,500	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>
85	255,700	296,800	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>
86	256,000	297,100	<u>346,000</u>		
87	256,300	297,400	<u>346,400</u>		
88	256,600	297,700	<u>346,800</u>		
89	256,900	298,000	<u>347,000</u>		
90	257,200	298,300	<u>347,400</u>		
91	257,500	298,600	<u>347,800</u>		
92	257,800	299,000	<u>348,200</u>		
93	258,100	299,200	<u>348,400</u>		
94		299,400	<u>348,800</u>		
95		299,700	<u>349,200</u>		
96		300,100	<u>349,500</u>		
97		300,300	<u>349,800</u>		
98		300,600	<u>350,200</u>		
99		301,000	<u>350,600</u>		
100		301,400	<u>351,000</u>		
101		301,600	<u>351,500</u>		
102		301,900	<u>351,900</u>		
103		302,200	<u>352,300</u>		
104		302,500	<u>352,700</u>		
105		302,700	<u>353,200</u>		
106		303,000	<u>353,600</u>		
107		303,300	<u>353,900</u>		

	108		303,600	<u>354,200</u>				
	109		303,800	<u>354,700</u>				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (第2条関係)

改正前	改正後
<p>第1条から第10条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(伊奈町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第3条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される伊奈町職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</p> <p>3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用</p>	<p>第1条から第10条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(伊奈町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第3条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される伊奈町職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</p> <p>3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用</p>

短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される伊奈町職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の伊奈町職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条の4第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第17条の7第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号

短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される伊奈町職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の伊奈町職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条の4第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第17条の7第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号

中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 7 伊奈町職員の給与に関する条例第4条第2項、第4項及び第6項から第10項まで、第8条、第9条並びに第9条の3並びに新給与条例第4条第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第5項から第11項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 7 伊奈町職員の給与に関する条例第4条第2項、第4項及び第6項から第10項まで、第8条、第9条並びに新給与条例第4条第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第5項から第11項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。



## 第19号議案

伊奈町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

伊奈町公共施設整備基金条例（平成18年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第5号に掲げる事業」の次に「のほか、公共施設等の整備に要する経費の財源」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

伊奈町長 大 島 清

## 提 案 理 由

伊奈町公共施設整備基金の有効利用を図るため、処分の目的を見直ししたいので、この案を提出するものである。

## 第19号議案 参考資料

### 伊奈町公共施設整備基金条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から第5条まで 略 (処分)</p> <p>第6条 基金は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第5号に掲げる事業_____に充てる場合に、これを処分することができる。</p> <p>第7条 略</p>	<p>第1条から第5条まで 略 (処分)</p> <p>第6条 基金は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第5号に掲げる事業のほか、<u>公共施設等の整備に要する経費の財源</u>に充てる場合に、これを処分することができる。</p> <p>第7条 略</p>

## 第20号議案

伊奈町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
及び伊奈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

(伊奈町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正)

第1条 伊奈町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例(平成26年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等の安全計画の策定等に係る基準は、省  
令第7条の2に規定する基準とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等の自動車を運行する場合の所在の確認  
に係る基準は、省令第7条の3に規定する基準とする。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない  
場合に限り」を加え、ただし書を削る。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症  
及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及  
びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

(伊奈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正)

第2条 伊奈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図る  
ため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事  
業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、  
取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活  
における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健  
全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条  
において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要

な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第10条第3項中「研修を修了したもの」の次に「(次のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日(当該日が2以上あるときは、最も遅い日)から2年を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。)」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月26日提出

伊奈町長 大 島 清

#### 提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が改正されたため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 第20号議案 参考資料

### 伊奈町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第7条まで 略</p> <p>第8条及び第9条 略 （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この</u></p>	<p>第1条から第7条まで 略 <u>（安全計画の策定等）</u></p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等の安全計画の策定等に係る基準は、省令第7条の2に規定する基準とする。</u></p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等の自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、省令第7条の3に規定する基準とする。</u></p> <p>第8条及び第9条 略 （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、</u>必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。_____</p>

限りでない。

第11条から第13条まで 略

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

よう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

第15条から第49条まで 略

第11条から第13条まで 略

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

第15条から第49条まで 略

伊奈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第6条まで 略</p>	<p>第1条から第6条まで 略</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外</p>



## 第7条から第9条まで 略

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの

\_\_\_\_\_でなければならない。

い。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定によ

での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

## 第7条から第9条まで 略

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの

（次のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日（当該日が2以上あるときは、最も遅い日）から2年を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。

い。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定によ

る高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専

る高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専

攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第11条及び第12条 略

攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第11条及び第12条 略

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利



## 第 2 1 号議案

伊奈町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び伊奈町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(伊奈町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 伊奈町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 27 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 号中「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ(2)」を「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ」に改める。

(伊奈町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 伊奈町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 27 年条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「職員の員数」を「職員及びその員数(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。第 3 号において「省令」という。))第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。次項において同じ。)」に改め、同項第 3 号中「介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)」を「省令」に改め、同条第 3 項中「(介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項各号」を「第 1 項各号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域

包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月26日提出

伊奈町長 大 島 清

#### 提 案 理 由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）が改正されたため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 第21号議案 参考資料

伊奈町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第13条まで 略 （指定介護予防支援の業務の委託）</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1） 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の66第1号ロ（2）</u>）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>（2） 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。</p> <p>（3） 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員</p>	<p>第1条から第13条まで 略 （指定介護予防支援の業務の委託）</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1） 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の66第1号イ</u>）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>（2） 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。</p> <p>（3） 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員</p>

が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定（第32条第29号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

第15条から第35条まで 略

が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定（第32条第29号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

第15条から第35条まで 略





に規定する主任介護支援専門員をいう。) その他これに準ずる者 1人

2 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人を超える場合には、第1号被保険者の数がおおむね2,000人増すごとに前項各号に掲げる者のうちから1人を配置するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)において認められた場合は、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第

に規定する主任介護支援専門員をいう。) その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人を超える場合には、第1号被保険者の数がおおむね2,000人増すごとに第1項各号に掲げる者のうちから1人を配置するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会\_\_\_\_\_において認められた場合は、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第

1号被保険者の数に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

第3条 略

1号被保険者の数に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

第3条 略

## 第 2 2 号議案

伊奈町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

伊奈町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁固」を「拘禁刑」に、「処せられる」を「処せられた」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5 年以上 1 0 年未 満	1 0 年以 上 1 5 年 未満	1 5 年以 上 2 0 年 未満	2 0 年以 上 2 5 年 未満	2 5 年以 上 3 0 年 未満	3 0 年以 上 3 5 年 未満	3 5 年以 上
団長	2 3 9, 0 0 0 円	3 4 4, 0 0 0 円	4 5 9, 0 0 0 円	5 9 4, 0 0 0 円	7 7 9, 0 0 0 円	9 7 9, 0 0 0 円	1, 0 7 9, 0 0 0 円
副団 長	2 2 9, 0 0 0 円	3 2 9, 0 0 0 円	4 2 9, 0 0 0 円	5 3 4, 0 0 0 円	7 0 9, 0 0 0 円	9 0 9, 0 0 0 円	1, 0 0 9, 0 0 0 円
分団 長	2 1 9, 0 0 0 円	3 1 8, 0 0 0 円	4 1 3, 0 0 0 円	5 1 3, 0 0 0 円	6 5 9, 0 0 0 円	8 4 9, 0 0 0 円	9 4 9, 0 0 0 円
副分 団長	2 1 4, 0 0 0 円	3 0 3, 0 0 0 円	3 8 8, 0 0 0 円	4 7 8, 0 0 0 円	6 2 4, 0 0 0 円	8 0 9, 0 0 0 円	9 0 9, 0 0 0 円
部長 及び 班長	2 0 4, 0 0 0 円	2 8 3, 0 0 0 円	3 5 8, 0 0 0 円	4 3 8, 0 0 0 円	5 6 4, 0 0 0 円	7 3 4, 0 0 0 円	8 3 4, 0 0 0 円
団員	2 0 0, 0 0 0 円	2 6 4, 0 0 0 円	3 3 4, 0 0 0 円	4 0 9, 0 0 0 円	5 1 9, 0 0 0 円	6 8 9, 0 0 0 円	7 8 9, 0 0 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表の改正規定及び次項の規定 令和7年4月1日

(2) 第6条第1号の改正規定（「禁固」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）及び附則第3項から第5項までの規定 令和7年6月1日  
(別表の適用)

2 この条例による改正後の伊奈町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(罰則の適用等に関する経過措置)

3 附則第1項第2号に規定する改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に規定する改正規定の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

5 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

伊奈町長 大 島 清

### 提 案 理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 3 1 年政令第 3 4 6 号）等が改正されたため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。



団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

		満	満	満	満	満	
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円



## 第23号議案

町道路線の認定について（開発行為）

次のとおり町道の路線を認定することについて議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
5114	伊奈町中央五丁目70番 地先	伊奈町中央五丁目61番 地先	

令和7年2月26日提出

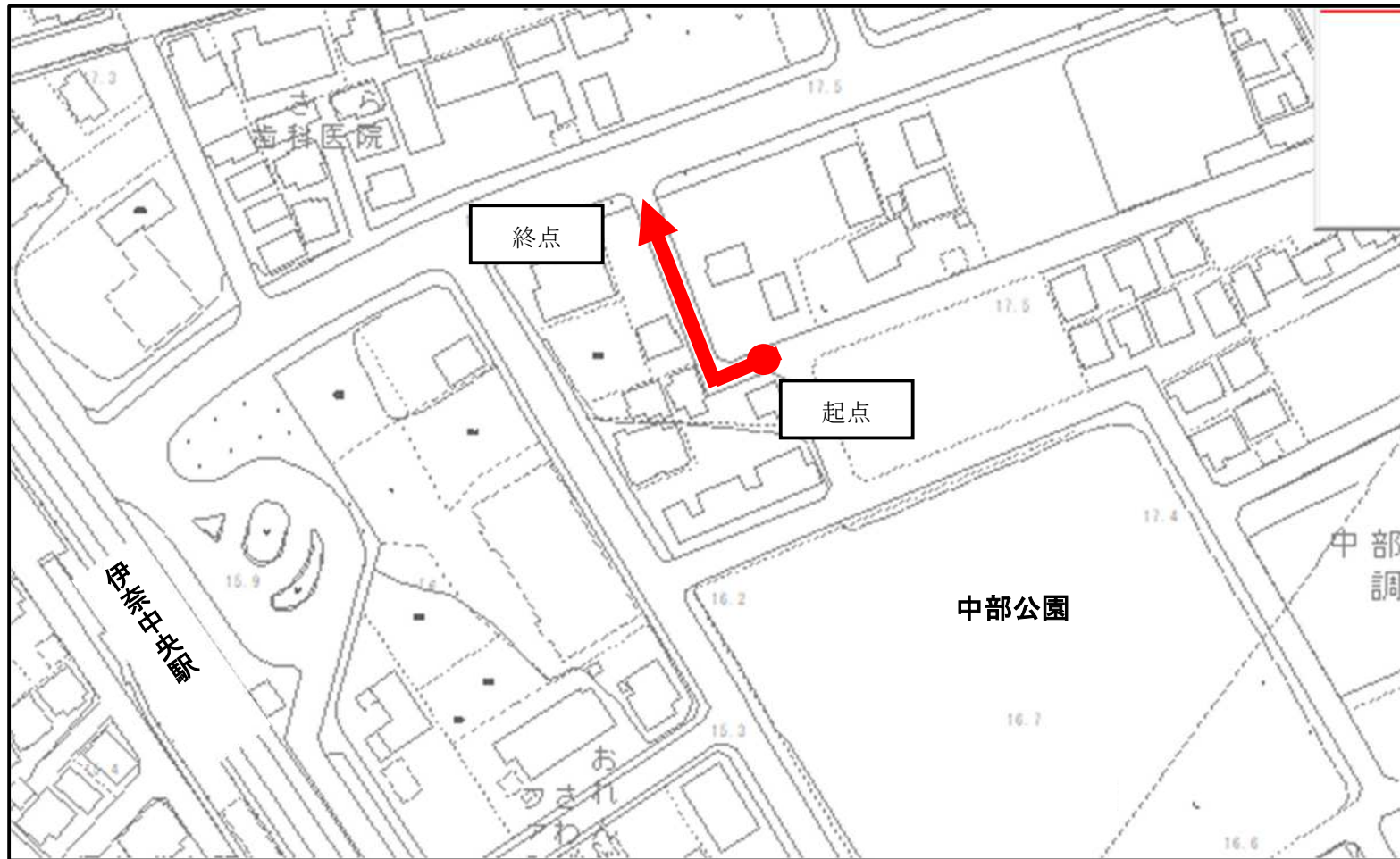
伊奈町長 大 島 清

### 提 案 理 由

当該路線は、一般交通の用に供するため、新たに町道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

# 町道認定路線図

## 町道第5114号線



## 第24号議案

### 町道路線の認定について（県道移管）

次のとおり町道の路線を認定することについて議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
1313	伊奈町大字小針新宿字 川口1402番1地先	伊奈町大字小針新宿字 中島1387番 地先	
3297	伊奈町大字小室字精進場 11018番 地先	伊奈町寿二丁目279番 地先	

令和7年2月26日提出

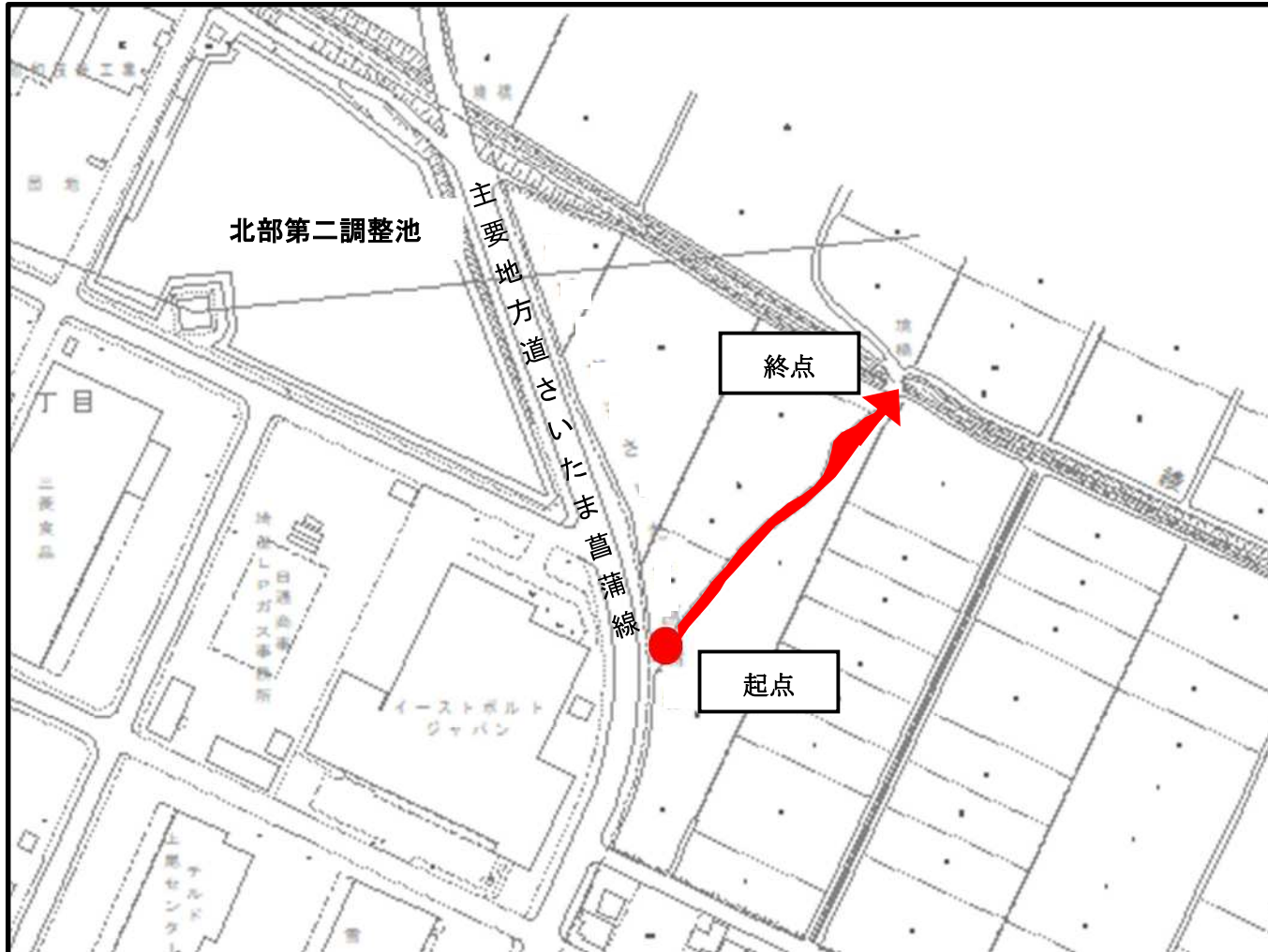
伊奈町長 大 島 清

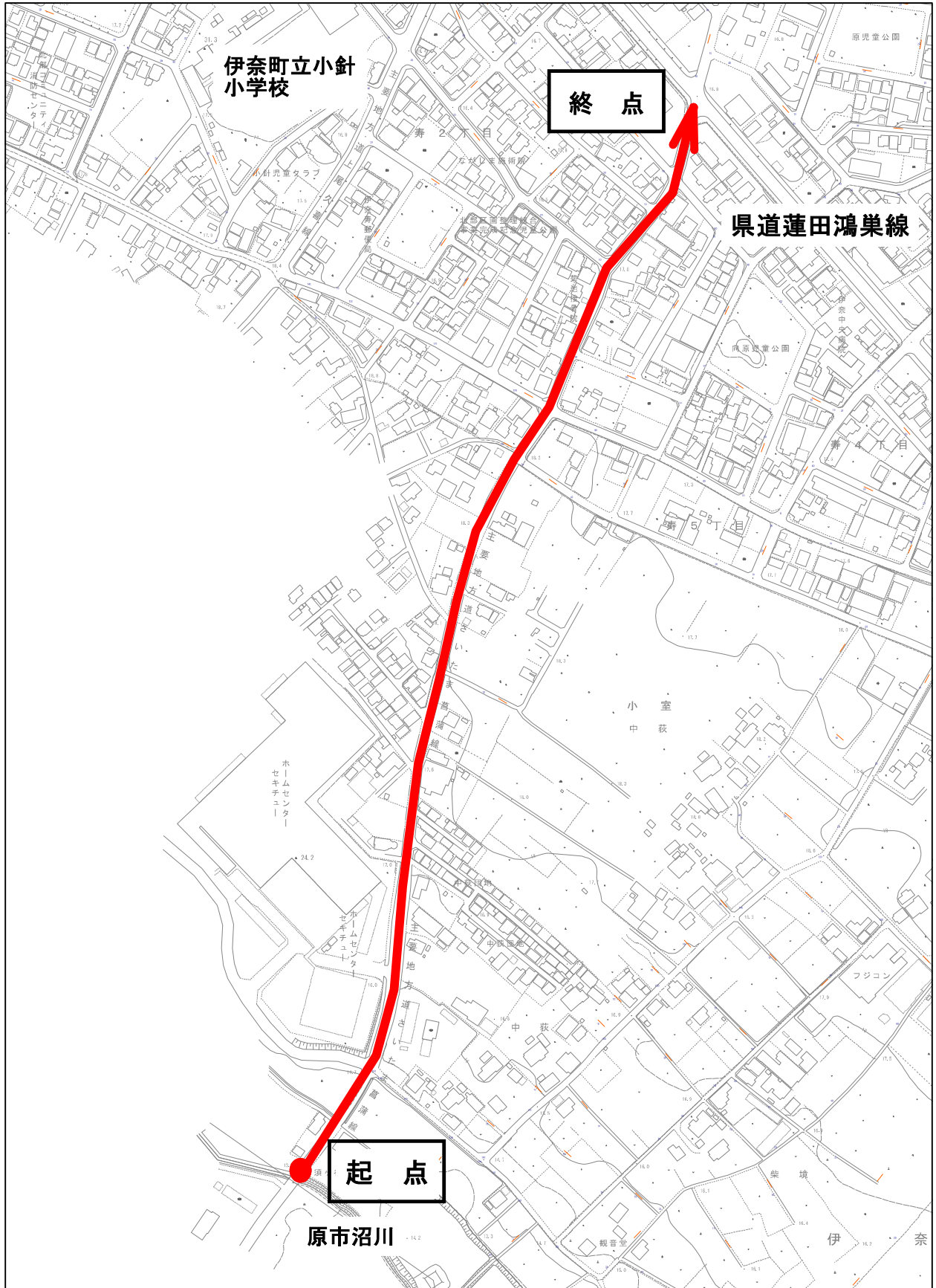
### 提 案 理 由

当該路線は、一般交通の用に供するため、新たに町道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

# 町道認定路線図

## 町道第1313号線





## 第25号議案

町道路線の廃止について（払い下げ）

次のとおり町道の路線を廃止することについて議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
1012	伊奈町大字小針新宿字 中島1395番1地先	伊奈町大字小針新宿字 中島1385番 地先	

令和7年2月26日提出

伊奈町長 大 島 清

### 提 案 理 由

当該路線は、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認められるため、道路を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。



# 町道廃止路線図

## 町道第1012号線

